

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第13号

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

(野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(昭和60年野田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の5第7項第2号中「、条例第4条の2第3項の規定による請求にあつては3歳に、同条第4項の規定による請求にあつては」を削る。

第5条第1項ただし書中「1暦年」を「一の年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項の表中「その年」を「その年度」に、

「		「			
	1月		4月		
	2月		5月		
	3月	を	6月		に、
	4月		7月		
	5月		8月		
	6月		9月		
」		」			
「		「			
	7月		10月		
	8月		11月		
	9月	を	12月		に改め、同条第4項中「年内」
	10月		1月		
	11月		2月		
	12月		3月		
」		」			

を「年度内」に、「翌年」を「翌年度」に改め、同条第6項中「当該年の前

年」を「当該年度の前年度」に改め、「（以下この項において「退職派遣者等」という。）」を削り、「当該年に」を「当該年度に」に改め、「別に定める職員」の次に「（以下この項において「退職派遣者等」という。）の年次休暇の日数」を加える。

第5条の2第1項中「当該年」を「当該年度」に改め、同条第2項中「1暦年」を「一の年度」に改める。

第8条第2項中「1月2日」を「4月2日」に改める。

別表第2第14号中「（昭和22年法律第49号）」を削り、同表第17号及び第21号中「一の年」を「一の年度」に改め、同表第22号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に改め、「受けさせること」の次に「又は感染症による学級閉鎖等に伴うその子等の世話」を加え、「一の年」を「一の年度」に改め、同表第23号及び第24号中「一の年」を「一の年度」に改める。

（野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則の一部改正）

第2条 野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則（令和2年野田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3第9号中「一の年」を「一の年度」に改め、同表第11号、第14号及び第15号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同表第16号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に改め、「受けさせること」の次に「又は感染症による学級閉鎖等に伴うその子等の世話」を加え、同表第17号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制

限開始日とする野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年野田市条例第6号）第1条の規定による改正後の野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和60年野田市条例第17号）第4条の2第3項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同条及び第1条の規定による改正後の野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の勤務時間等条例施行規則」という。）第4条の5の規定の例により、当該請求を行うことができる。

（令和7年度における年次休暇に係る特例措置）

3 施行日前から引き続き在職する職員に対する令和7年度における改正後の勤務時間等条例施行規則第5条第1項の規定の適用については、同項中「20日」とあるのは、「5日」と読み替えるものとする。

4 施行日前から引き続き在職する職員の年次休暇については、改正後の勤務時間等条例施行規則第5条第4項の規定にかかわらず、当該職員における第1条の規定による改正前の野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第5条第1項の規定により令和7年に付与された年次休暇（以下「令和7年年次休暇」という。）の日数に同条第4項の規定により令和7年に繰り越された年次休暇（以下「令和6年年次休暇」という。）の日数を加えて得た日数から令和7年1月1日から同年3月31日までの間に当該職員が使用した年次休暇の日数を減じて得た日数を令和7年度に繰り越すことができる。この場合において、令和6年年次休暇は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。

（令和8年度における年次休暇に係る特例措置）

5 前項本文の規定の適用を受けた職員の年次休暇については、改正後の勤務時間等条例施行規則第5条第4項の規定にかかわらず、当該職員における前項本文の規定により令和7年度に繰り越した年次休暇に附則第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により令和7年度に付与された年次休暇の日数を加えて得た日数から令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に当該職員が使用した年次休暇の日数及び前項後段の規定の適用

により効力を失った令和6年年次休暇の日数を減じて得た日数を令和8年度に繰り越すことができる。

(補則)

- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。